

# 1 件 名 三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

## 2 提案の根拠・理由

城ヶ島西部地区地区計画について、観光地としての発展・活性化を図り、地域住民や来訪者が安全に居住・滞在できる環境を実現するため、国際競争力の強化に資する宿泊施設の整備や、災害時の迅速な避難に資する都市基盤施設の整備を、地域のニーズを踏まえて推進することにより、安全で賑わいのある地区の形成と、国際的な経済活動の拠点形成を図ることを目標に、都市計画の決定を行った。これにより、本条例の適用区域に城ヶ島西部地区地区整備計画区域を定め、さらに建築物の用途の制限等について、その効力を発揮させるため、所要の改正を行うもの

## 3 改正の内容

- (1) 地区整備計画が定められている区域として城ヶ島西部地区地区整備計画区域を加えるもの【別表第1関係】
- (2) 城ヶ島西部地区地区整備計画区域として定めた区域について、下表のとおり、建築物の用途の制限を加える等所要の規定の整備を行うもの【別表第2関係】

制限事項	計画地区の区分		
	A-1地区	A-2地区	B地区
建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げるもの以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 店舗</p> <p>(5) 飲食店</p> <p>(6) 事務所</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する建築物として政令第130条の7の3に規定するもの</p>	<p>次の各号に掲げるもの以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 店舗</p> <p>(5) 飲食店</p> <p>(6) 事務所</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(10) 公益上必要な建築物で政令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>(11) 病院</p>	<p>次の各号に掲げるもの以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの</p>

	(11)  巡查派出所、公衆電話所 その他これらに類する公益上必 要な建築物 (12)  公益上必要な建築物で政 令第130条の5の4に規定する もの (13)  病院 (14)  公衆浴場（個室付浴場業 に係るものを除く。） (15)  診療所 (16)  保育所その他これに類す るもの (17)  自動車車庫 (18)  倉庫業を営まない倉庫 (19)  前各号の建築物に附属す るもの	(12)  公衆浴場（個室付浴場に 係るものを除く。） (13)  診療所 (14)  保育所その他これに類す るもの (15)  自動車車庫 (16)  倉庫業を営まない倉庫 (17)  前各号の建築物に附属す るもの	
建築物の敷地面積の最低限度			6,000 平方メートル
壁面の位置の制限			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は3.0メートル以上とし、隣地境界線までの距離は2.0メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度			14.5メートル

(3) 城ヶ島西部地区地区整備計画区域のB地区において、ホテル又は旅館であって当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以内のものに限り、建築基準法第48条第5項の規定にかかわらず、建築できるよう措置するもの【第3条の2関係】

(4) そのほか所要の規定の整理を行うもの【第1条、第8条、第9条及び第10条関係】

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。